○山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会規則　　　　　資料６

平成１７年３月２２日

規則第８１号

改正　平成１８年３月３１日規則第１７号

平成２２年３月３１日規則第１８号

平成２７年３月３１日規則第３０号

平成３０年３月３０日規則第１４号

（趣旨）

第１条　この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成１７年山陽小野田市条例第３０号）第３条の規定に基づき、山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（委員）

第２条　協議会の委員は、１２人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　福祉団体等関係者

(2)　高齢者保健福祉関係者

(3)　老人福祉施設関係者

(4)　地域型在宅介護支援センター職員

(5)　医師

２　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第３条　協議会には、会長及び副会長を各１人置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

２　会議の議長は、会長をもって充てる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第５条　会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（結果の報告）

第６条　会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成１７年３月２２日から施行する。

附　則（平成１８年３月３１日規則第１７号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月３１日規則第１８号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月３１日規則第３０号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日規則第１４号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。